ＤＸ審査支払機構・国保統一事例

【　投薬　】

８９３　ジクロフェナクナトリウムの算定について

《令和８年１０月３０日》

○　取扱い

ジクロフェナクナトリウム（ジクトルテープ 75ｍｇ）の適応疾患、用法及び用量に示された部位以外への貼付は、原則として認められない。

○　取扱いを作成した根拠等

ジクトルテープ 75ｍｇは、経皮吸収型持続性疼痛治療剤であり、患部へ貼付する湿布薬ではないことから、用法及び用量に示された部位「胸部、腹部、上腕部、背部、腰部又は大腿部」以外への貼付は認められない。

以上のことから、ジクロフェナクナトリウム（ジクトルテープ 75 ㎎）の適応疾患、用法及び用量に示された部位以外への貼付は、原則として認められないと判断した。

なお、貼付部位の記載については、通知等で定められていないものの、用法・用量に明記された部位以外への貼付がレセプト上確認される場合は認められない。